

1 本研究の目的

イタリアにおいては、1947年に制定されたイタリア憲法において「学校はすべての者に開かれる。」と、完全統合教育の原理が掲げられ、1971年から法律第118号により「統合教育」が導入された。1975年には、ファルクッチ内閣委員会の勧告により、分離された特殊教育施設を廃止し、障害の種類・程度を問わず、障害児を通常の学級で教育するようになった。さらに、90年代に入って、1992年の法律104号「障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法」の下、障害児・者の社会的完全統合を目指した施策が実施されつつある。

笛本、大内、石川、武田（2000）は、イタリア北部地域の都市を中心に2回の実地調査を行い、統合教育の実際について、次のような知見を得ることができた。

- ①イタリアの「インテグレーション」の概念には、すでにインクルージョンの概念が包括されている。
- ②障害のある児童生徒に対する学校の教育活動は、「教育活動+訓練+障害に対する配慮」という図式ではなく「教育活動+障害に対する配慮」であり、「訓練」の部分は他の機関によって分担されている。
- ③各学校には、「支援教師（Insegnanti di sostegno）」が配置され、通常の学級に在籍する障害児の育的支援に指導的な役割を果たしてきた。支援教師はインクルーシブ教育の推進に重要な役割を担っている。
- ④各地域ごとに置かれたUSL（地域保健機構）は出生から18歳までの子どもを対象に、障害の認定、治療・訓練などの医療的サービスを行う機関であり、特に、学校と密接な連携を図りながら、特別な教育的ニーズのある児童生徒の教育的インテグレーションを支える重要な役割を果たしている。
- ⑤学校は教育年度ごとに「人間形成計画（Piano Offerta Formativa）」を作成し、教師の主体的な発案による複数のプロジェクトが展開され、インテグレーションを推進する目的をもつプロジェクトが含まれる。
- ⑥小学校の授業は、日本において新学習指導要領に導入された「総合的学習」の概念に近い指導や合科的な授業が多く取り入れられ、その内容や方法には様々な工夫が活発にされている。

本研究では、これまでの実地調査の結果を踏まえた上で、イタリアの小学校の教育実践において、授業の実際を観察し、特別な教育的ニーズのある児童への支援教師の対応及び校内での役割、人間形成計画の内容と実践との関連、地域社会における学校の在り方を分析し、授業実践の背景となる教師がもつ教育理念、学校観、カリキュラムに対する考え方等を考察することを目的とする。

2 本研究の特色及び期待される成果と意義

先進国の中で1970年代から統合教育を国の方針として取り組んできたイタリアの統合教育に焦点を当て、単にその制度面ではなく、インクルーシブ教育に先進的な取り組みを進めるイタリア北部地域の小学校の教育現場に協力を依頼し、授業実践の定期的かつ継続的な観察をチームで行うことによる特色がある。

日本においては2001年1月、「21世紀の特殊教育のあり方に関する調査研究協力者会議の「21世紀の特殊教育の在り方について」（最終報告）によって、今後の特殊教育の在り方について基本的な考え方方が示された。この基本的な考えを実現する上で、日本の現在の特別な教育的ニーズのある児童生徒に係わる盲・聾・養護学校及び小・中学校の特殊学級の在り方、特殊教育の教師の果たす役割が大きな鍵を握っている。

今後日本が教育のノーマライゼーションを具体化していく際に、1970年代からイタリアがこれまでインテグレーションを推進してきた中での経験から、とりわけ多様な教育的ニーズのある児童生徒に対して学校がいかなる教育理念をもって、いかに指導内容・方法に創意工夫をしていくか、インクルーシブな教育を推進する教師の資質・専門性について多くの学ぶべきことがあると考える。

この研究によって、障害のある児童生徒も含めた多様な教育的ニーズに対応する教師の資質・専門性、インクルーシブな教育の基本となる初等教育における教育課程の在り方など多くの示唆が得られるであろう。

2 研究計画・方法

①調査方法

先行研究において調査対象となったイタリアの教育委員会等に研究協力を依頼し、特別な教育的ニーズのある児童の授業を定期的かつ継続的に観察し、学年の進行に応じた学校のカリキュラム、授業形態、授業内容、児童及び教師間及び児童間の相互作用等の変化について追跡的に調査を行う。

各校において授業を観察し、VTRに記録する。各学校の人間形成計画を翻訳・分析し、校長・学級担任・支援教師・保護者等へのインタビュー等により、人間形成計画の背後にある教育理念、学校観、児童観、年度ごとの人間形成計画の改善の視点等について明らかにする。

併せて、該当の小学校の地域を管轄する教育委員会及び地域保健機構、障害児を支援する民間団体を訪問し、学校との連携の状況について調査する。

調査については、予備調査1回、本調査2回、補充調査1回の計4回とし、各調査ごとに訪問人数3名で、滞在期間は約2～3週間の予定で調査を行う。

②調査内容

○イタリアの小学校等における授業方法及び内容、人間形成計画に基づく授業の追跡的分析

○授業における特別な教育的ニーズのある児童への具体的な配慮事項及び対象児童と周囲の児童の変容

○校長・教師のもつ教育理念、学校観について

○特別な教育的ニーズのある児童の保護者の学校教育への願いについて

○教育委員会、地域保健機構、障害者を支援する民間団体の学校への関与について

③研究計画

平成14年度（調査対象学校との連絡・調整、小学校の人間形成計画の把握）

4月～5月 資料収集・質問紙作成・研究協力機関（県教育委員会・該当の小学校との連絡調整）

6月 予備調査の実施（モデナ県教育委員会、モデナ市教育委員会及び学校の訪問・資料収集）

7月～8月 人間形成計画等資料の翻訳・整理、VTR記録の分析

10月 本調査の実施（小学校等の訪問・授業観察・資料収集）

11月～12月 資料の整理、VTR記録の分析

1月～3月 研究成果のまとめ

平成15年度（小学校における授業分析・人間形成計画との照合）

4月～5月 資料収集・研究協力機関（県教育委員会・該当の小学校との連絡調整）

6月 本調査の実施（小学校等の訪問・授業観察・資料収集）

7月～8月 人間形成計画等資料の翻訳・整理、VTR記録の分析

9月 特殊教育学会において平成14年度の研究成果を発表

11月～12月 人間形成計画等資料の翻訳・整理、VTR記録の分析

研究成果のまとめ・中間報告書の作成

1月～3月 資料収集・研究協力機関（県教育委員会・該当の小学校との連絡調整）

平成16年度（小学校における児童及び学校の変容・教師の教育理念等についての検証・考察）

6月	補充調査の実施（小学校等の訪問・資料収集）
7月～9月	収集資料の翻訳・整理、VTR記録の分析
9月	特殊教育学会において平成15年度の研究成果を発表
10月～12月	研究成果のまとめ・報告書の作成・提出

3 人権及び利益の保護の取扱についての配慮

本調査研究において、調査の対象となる特別な教育的配慮を要する児童の授業場面の撮影等については、学校長を通して、本人及び保護者に本研究の趣旨を説明していただいた上で、承諾を得え、学校の指示に応じて撮影記録する。

また、支援教師及び担任に対しても、同様に学校長を通して研究の趣旨を説明し、承諾を得る。

4 研究成果の概要

イタリア共和国は、国家、州、県及び市町村の4つのレベルに分けられている。19の州と84県がある。教育に関わる国の省は、教育省、保健省、社会省などである。イタリアの教育システムは中央集権的であり、州、県独自に教育課程の基準については設定する権限はない。我が国における学習指導要領のような国で定めた教育課程の基準であるに相当するものは、教育省が定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校等各学校段階の教育指針である。例えば、教育省令で定められた「幼稚園のための指針」Dai Orientamenti Minisuteriali per la Scuola Marerna、大統領令で定められた「小学校の教育プログラム」Dai Programmi Didatti per la Scuola Primaria^{*資料5-2)}がこれに相当する。これらの指針等は、国立、私立すべての学校に適用される。しかし、イタリアでは特殊教育における教育指針はなく、障害児のための公立の特殊教育諸学校や特殊学級やリソースルームは存在しない。全ての子どもが通常の学級で学ぶというインクルージョン政策を実施してから30年近く経過し、その過程で様々な法的根拠や教育システムを構築してきた。よって、イタリアでは特殊教育におけるナショナルカリキュラムは存在していない。障害のある幼児児童生徒(以下、生徒と記述する)のための特別学校が存在していた1970年代以前は障害のある生徒のためのカリキュラムは存在していたというが、1992年に法律104号「障害者の援助、社会的統合および諸権利に関する基本法」が制定される。この法令では、「学習の困難性や障害に関係する能力的欠如から生ずるその他の困難性によってその権利は妨げられない」と規定されており、大学を含む全ての学校段階で、障害のある生徒が通常の教育を受ける権利を補償されることになった。

1977年からすべての特殊教育学校が廃止され、1992年の法律104号「障害者の援助・社会的統合・諸権利のための枠組み法」に基づいて、現在、通常の教育にすべての障害のある生徒が統合されている。また、この法律が根拠になり、地域保健機構、市町村当局(コムーネ)、教育委員会がプログラム協定により連携しながら、支援教師、介助員の配置、動態一機能プロフィール(Profilo Dinamico Funzionale、以下PDFと呼ぶ)、個別教育計画(Piano Educativo Individualizzato、以下、PEIと呼ぶ)の作成等を行う。本稿では、エミリア・ロマーナ州モデナ県を例にとり紹介し、一人の障害のある子どもがどのような過程を経て教育を受けるかを述べる。過程の概略は、①障害のある子どもの家族が地域保健機構に対して、機能診断書作成を申請、②(新就学の場合)家族が入学申請の際に学校へ機能診断書を提出、③(進学、転校の場合)在籍校から、生徒に関する情報、動態一機能プロフィール(PDF)、個別教育計画(PEI)を、これから通う学校に提出、④必要な人材を派遣するよう要求、⑤教育委員会を通して、支援教師が派遣される、⑥市からアシスタント、教育スタッフ、コミュニケータが派遣される、⑦関係者のミーティングが開かれ、⑧学校と地域保健機構の関係者が、障害児の家族の協力の下で動態一機能プロフィールを作成、また、地域保健機構のスタッフが学校内での必要性について協議する、⑨地域保健機構の専門家と、支援教師等の教員、から派遣されるスタッフにより、個別教育計画(PEI)を作成。

障害児の家族はその作成、評価に協力する、⑩更に、地域保健機構の専門家は、就学後学校を定期的に訪問し、関係教師との協議、支援教師等の研修等によりフォローアップを行う、である。

本稿では、ボローニャ県団体作業グループ GLIP 作成の保護者向けの統合教育ガイド「プログラム協定」の翻訳、インクルージョン教育政策を実際に支えるエミリア・ロマーナ州モデナ県のプログラム協定（障害の認定、P D F， P E I の書式を含む）の翻訳、アントニオ・エスポート著「ハンディキャップ者の統合教育に関する規定」の翻訳、1992 年の法律 104 号（障害者の援助・社会的統合・諸権利のための枠組み法）の翻訳、小学校組織改革および学習プログラム、1985 年共和国大統領令第 104 号小学校のための学習プログラムの翻訳、トレントイーノ州ボルツアーノ自治県における収集資料を紹介する。

